



鳥取県公報

平成 27 年 12 月 4 日 (金)
第 8 7 5 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	指定自立支援医療機関の変更の届出 (770) (障がい福祉課) 2
	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (771) (長寿社会課) 2
	鳥獣捕獲等事業の変更の認定 (772) (緑豊かな自然課) 2
	大規模小売店舗の新設の届出 (773) (企業支援課) 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (774) (〃) 3
	保安林の指定施業要件の変更予定 (775) (森林づくり推進課) 4
	国土調査の成果の認証 (776) (農地・水保全課) 5
	漁船法による聴聞 (777) (水産課) 5
	指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (778) (西部総合事務所福祉保健局) 5
	指定居宅介護支援事業者の廃止の届出 (779) (〃) 5
	指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (780) (〃) 5
	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (781) (会計指導課) 6
◇ 調達公告	総合評価一般競争入札の実施 (鳥取県立厚生病院) 6

告 示

鳥取県告示第770号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称を変更した旨の届出があったので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成27年12月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	変更年月日
有限会社すずき薬局	鳥取市松並町一丁目140-3	アイ・プラス薬局松並店	鳥取市松並町一丁目140-3	育成医療、更生医療、精神通院医療	平成27年11月1日

鳥取県告示第771号

鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年12月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
高齢者虐待防止啓発パンフレットのデザイン製作業務委託公募型プロポーザル審査会	高齢者虐待防止啓発パンフレットのデザイン製作業務に係る受託事業者の選定に関する事項	平成27年12月7日から平成28年1月26日まで	長寿社会課

鳥取県告示第772号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第18条の7第1項の規定に基づき、認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定を行ったので、同条第2項において準用する同法第18条の5第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年12月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	住所	代表者の氏名	変更の内容	変更年月日
一般社団法人鳥取県猟友会	鳥取市湖山町西二丁目413	柴垣 信司	捕獲従事者の追加	平成27年11月27日

鳥取県告示第773号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設をする者から届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成27年12月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ドン・キホーテ鳥取店 鳥取市南吉方町二丁目9ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社玉川 代表取締役 玉川 政一 鳥取市商栄町251-8
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 大原 孝治 東京都目黒区青葉台二丁目19-10

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成28年7月18日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,376平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 収容台数 88台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 収容台数 80台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 面積 70平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 容量 17.06立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
終日
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
終日
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ア 出入口の数 2か所
 - イ 位置 9の書類に記載のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
平成27年11月17日
- 9 縦覧に供する書類
大規模小売店舗届出書及びその添付書類
- 10 縦覧に供する期間
平成27年12月4日から4月間
- 11 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課
- 12 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、10の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第774号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第5号及び第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、その概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成27年12月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
鳥取A P I 鳥取市叶303-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
いなば商事株式会社 代表取締役 安住 庸雄 鳥取市叶306
- 3 変更する事項
 - (1) 施設の配置に関する事項
荷さばき施設の位置
次のとおりとする。
 - (2) 施設の運営方法に関する事項
駐車場の自動車の出入口の位置
次のとおりとする。
- 4 変更年月日
平成28年7月21日
- 5 届出年月日
平成27年11月20日
- 6 縦覧に供する期間
平成27年12月4日から4月間
- 7 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課
- 8 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、6の期間内に、知事に意見書を提出することができる。
(「次のとおり」は省略し、その関係書類を7の場所で縦覧に供する。)

鳥取県告示第775号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成27年12月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字市瀬字ツヘガ途3541から3543まで、3544の1から3544の11まで、3545から3552まで、3548の1、3553の1から3553の8まで、3554から3560まで、3555の1、大字西野字越道山1256の2、1256の3、1257、1257の1、1263の2、1263の3（次の図に示す部分に限る。）、1263の4、1263の5・1263の6（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1263の7、1263の8・1263の9（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1263の10から1263の58まで、字海上1264の1、1264の2、字小屋ノ谷1253の2、1253の20から1253の30まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第776号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年12月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
日野郡江府町	平成25年度及び平成26年度	江府町（大字下安井の一部〔20133140301〕）の地籍図及び地籍簿	江府町大字下安井の一部〔20133140301〕	平成27年12月4日

鳥取県告示第777号

漁船法（昭和25年法律第178号）第19条の規定による漁船の登録取消しに関し、同条後段の規定において準用する同法第7条第2項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、鳥取県聴聞等の手続に関する規則（平成6年鳥取県規則第54号）第9条前段の規定により告示する。

平成27年12月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 聴聞の日時 平成28年1月13日（水）午後1時30分から
- 2 聴聞の場所 鳥取市東町一丁目220
鳥取県農林水産部会議室（本庁舎4階）

鳥取県告示第778号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年12月4日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社キャンパス	愛ハッピー訪問介護ステーション	米子市西福原三丁目7-30	平成27年11月27日	平成27年11月30日	訪問介護

鳥取県告示第779号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年12月4日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日
株式会社キャンパス	愛ハッピー居宅介護支援事業所	米子市西福原三丁目7-30	平成27年11月27日	平成27年11月30日

鳥取県告示第780号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成27年12月4日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業 所の名称	指定に係る事業 所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種 類
株式会社キャンパス	愛ハッピー訪問 介護ステーション	米子市西福原三 丁目7-30	平成27年11月27 日	平成27年11月30 日	介護予防訪問 介護

鳥取県告示第781号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成27年12月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

会議等に係る参加費等の返金の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県農林水産部経営支援課

課長補佐 中尾 淳一

3 委任期間

平成27年12月4日から平成28年3月31日まで

調 達 公 告

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年12月4日

鳥取県立厚生病院長 井 藤 久 雄

1 調達内容

(1) 調達案件及び数量

鳥取県立厚生病院医薬品調達管理業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成29年3月31日まで（ただし、平成28年3月31日までは準備期間とする。）

(4) 履行場所

鳥取県立厚生病院（倉吉市東昭和町150）

(5) 契約金額

入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成27年12月4日（金）から平成28年1月18日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成27年12月4日（金）から平成28年1月18日（月）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業務区分が薬品類の衛生材料、医療薬品及び理工化学薬品に登録された者であること。なお、当該業務区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成27年12月14日（月）午後4時までに4の(2)の場所に提出すること。

オ 平成22年4月1日から平成27年3月31日までの間に、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第5号に規定する一般病床を300床以上有する病院から医薬品の調達管理業務（以下「同種業務」という。）を2年以上受注し、完遂した実績を有する者であること。

カ 本件入札に係る共同企業体の構成員ではないこと。

(2) 共同企業体に関する要件

ア 各構成員が(1)のアからエまでのすべてに該当すること。

イ 構成員のうち、いずれかの者が(1)のオに該当すること。

ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の最も大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じである場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 入札説明書に掲げる事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院事務局管財課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び仕様に関する問合せ先

〒682-0804 倉吉市東昭和町150

鳥取県立厚生病院事務局管財課

電話 0858-22-8181

電子メールアドレス kouseibyouin@pref.tottori.jp

(2) 競争入札参加資格に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書等の交付方法

平成27年12月4日（金）から同月28日（月）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/kouseibyouin/>）から入手するものとする。当該ホームページを利用して交付しない資料は、電子メールにより交付するので、(1)の場所に電子メールにより依頼するとともに、電話でその旨の連絡をすること。ただし、これらにより難しい者には、次により直接交付し、又は郵送により交

付するものとする。

なお、郵送による交付を希望する者は、250円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

ア 交付期間及び時間

平成27年12月4日(金)から同月28日(月)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所又は郵送申込先

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成28年1月18日(月)午後1時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前11時までとする。)

イ 場所

倉吉市東昭和町150

鳥取県立厚生病院 大会議室(外来・中央診療棟5階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す参加表明書等を、4の(1)の場所に平成27年12月28日(月)午後5時までに提出しなければならない。また、入札説明書に示す提案書を、4の(1)の場所に平成28年1月8日(金)午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に100分の108を乗じて得た額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。)第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定の例により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札候補者の選定及び落札者の決定方法

(1) 落札候補者の選定は、入札説明書で示すところにより、審査委員会を設けて行う提案書の評価及び入札価格の総合評価により行う。

(2) この公告に示した業務を完遂できると判断した入札者であって、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札したもののうち、総合評価の最も高かったものを落札者とする。

ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格を持って入札した他の者のうち、総合評価の最も高かったものを落札者とする可能性がある。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

その他詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Supply Processing and Distribution System for drugs, 1 set

(2) Time—limit for the submission of documents for the qualification confirmation : 4 :00 PM, 14 December, 2015

(3) Time—limit for the submission of documents for the tender : 5 :00 PM, 8 January, 2016

(4) Time—limit for the submission of tenders : 1 :00 PM, 18 January, 2016

Time—limit for the submission of tenders by registered mail : 11:00 AM, 18 January, 2016

(5) Please contact : Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Kousei Hospital 150 Higashishowa—machi, Kurayoshi—shi, Tottori 682—0804 Japan

TEL:0858—22—8181